

IV 農薬販売者が遵守すべき事項

農薬の取扱いなどについては、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」「食品衛生法」「消防法」などによって規制されていますが、これらの法律などを守り、良識と細心の注意を払ってください。

1 帳簿の備え付け

- (1) 農薬販売者は、帳簿を備え付けなければならない。
- (2) 帳簿には、譲受数量及び譲渡数量を正確に記録する。
- (3) 水質汚濁性農薬に該当する農薬については譲渡先別に譲渡数量を記載する。
- (4) 帳簿は最低3年間は保管する。
- (5) 毒物及び劇物の帳簿（譲受書）は最低5年間は保管する。

2 農薬販売時の注意事項

(1) 農薬として販売できないもの

- ・ 表示がない又は表示が不適正な農薬
- ・ 農薬登録のなくなったもの（使用禁止農薬を含む）及び登録のない農薬
- ・ 薬剤の分解あるいは他物質の混入されたもの
- ・ 表示ラベルが不鮮明となったり、包装・容器の破損したもの
- ・ 有効期限の切れた農薬
- ・ 農薬登録のない除草剤

(2) 販売時にはしてはならないこと

登録のされた農薬であっても次のような方法で販売してならない。

- ・ 農薬の有効成分の含有量又はその効果に対して虚偽又は誇大に宣伝をすること
- ・ 農薬の容器や包装を開いて分割して販売すること
- ・ 毒物及び劇物の販売業の届け出をしないで、毒物又は劇物農薬を販売すること

(3) 販売してはいけない相手

- ・ 特定毒物は、毒物劇物取扱者以外の者に譲り渡してはならない。
- ・ 毒物又は劇物の農薬は、年齢18才に満たない者、精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは、覚せい剤の中毒者に販売してはならない。
- ・ 塩素酸塩除草剤については、譲受人の身分等を確かめるに足りる資料の提出を求め、不審な者には販売しないこと。
- ・ パラコート剤については、農家、防除業者等使用場面の限定できる者以外には販売しないこと。

3 農薬保管上の注意事項

- (1) 農薬を貯蔵・保管する場合には、必ず専用の保管庫に保管する。
- (2) 保管庫には必ず鍵をかけ、盗難や紛失の防止、誤用のないようにする。
- (3) 保管している毒物及び劇物に該当する農薬が盗難にあった際には、直ちに警察に届け出る。
- (4) 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下にしみ込んだり、または流れ出るおそれのない構造とする。
- (5) 毒物及び劇物に該当する農薬の保管場所には「医薬用外」の文字と、毒物については赤地に白で「毒物」、劇物については白地に赤で「劇物」の文字を併せて表示する。
- (6) 薬剤は、温度の高いところ、日光を受けるところ、湿気の多いところに置かない。
- (7) 薬剤を多量に保管する場合には、「消防法」に定める危険物の規制を受けるので、法令に定める数量以上の農薬を保管する場合には、所轄の消防本部に届け出る。
- (8) 地震対策として次の点に留意して保管する。
 - ① 保管庫の固定、補強。
 - ② びん等転倒時に破損しやすいものは、保管庫内の下段に置き、転倒防止策を講じる。

4 取扱いに注意を要する農薬

(1) 水質汚濁性農薬

シマジン剤

- ・帳簿に譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載する。

様式…様式第7号のとおり（20頁）

記入例…様式第7号記入例のとおり（21頁）

(2) 特定毒物

モノフルオル酢酸及びそれを含有する薬剤

りん化アルミニウム及びそれを含有する薬剤

- ・品目ごとに政令で指定する者（特定毒物使用者）でなければ使用することができない。
また、特定毒物使用者でなければ譲り渡したり、譲り受けてはならない。

(3) その他

塩素酸塩除草剤

- ・引火性、発火性及び爆発性が強いいため、取扱いには注意が必要である。
- ・譲受人の身分等確かめるに足る資料の提出を求め、不審な者には販売しない。

5 農薬購入者に的確かつ十分な情報を提供すること

- (1) 農薬の特性及び病虫害・雑草防除についての専門知識を習得し、購入者に的確かつ十分な情報を提供する。
- (2) 毒物・劇物に該当する農薬については、購入者にその性状及び取り扱いに関する情報（製品安全データシート（MSDS）等）を提供する。

